

東京圏（第6回）・関西圏（第5回）・福岡市（第4回）  
・養父市（第4回）・仙北市（第2回）  
国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

---

1. 日時 平成27年10月14日（水）17:29～18:20

2. 場所 中央合同庁舎8号館講堂

3. 出席

石破 茂	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）
舛添 要一	東京都知事
松原 忠義	大田区長
黒岩 祐治	神奈川県知事
小泉 一成	成田市長
井戸 敏三	兵庫県知事（代理：藤原 由成 兵庫県理事（地域創生担当））
高島 宗一郎	福岡市長
広瀬 栄	養父市長
門脇 光浩	仙北市長
木村 恵司	三菱地所株式会社 代表取締役 取締役会長 （代理：合場 直人 代表取締役 専務執行役員）
竹内 勤	慶應義塾大学病院 病院長
阿曾沼 元博	医療法人社団湊志会 瀬田クリニックグループ 代表
高木 邦格	学校法人国際医療福祉大学 理事長（代理：矢崎 義雄 総長）
高崎 繁行	西日本鉄道株式会社 取締役専務執行役員
福岡 資麿	内閣府副大臣
牧島 かれん	内閣府大臣政務官
竹中 平蔵	国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員
八田 達夫	国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員
原 英史	国家戦略特区ワーキンググループ委員
佐々木 基	内閣府地方創生推進室長
川上 尚貴	内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊	内閣府地方創生推進室次長

#### 4. 議題

- (1) 認定申請を行う区域計画（案）について
- (2) その他

#### 5. 配布資料

資料 1－1	東京圏	国家戦略特別区域	区域計画（案）
資料 1－2	関西圏	国家戦略特別区域	区域計画（案）
資料 1－3	福岡市	国家戦略特別区域	区域計画（案）
資料 1－4	養父市	国家戦略特別区域	区域計画（案）
資料 1－5	仙北市	国家戦略特別区域	区域計画（案）
資料 2	各分科会の開催状況について		
資料 3	東京都提出資料		
資料 4	神奈川県提出資料		
資料 5	兵庫県提出資料		
資料 6	福岡市提出資料		
資料 7	養父市提出資料		
資料 8	仙北市提出資料		
参考資料 1	国家戦略特別区域会議	合同会議	出席者名簿
参考資料 2	区域計画（東京圏・関西圏・福岡市・養父市・仙北市）		
参考資料 3	内閣府・文部科学省告示（案）		
参考資料 4	国家戦略特区	各区域の状況	

---

○藤原次長 それでは、定刻でございますので、ただいまより、第 6 回東京圏、第 5 回関西圏、第 4 回福岡市、第 4 回養父市、第 2 回仙北市「国家戦略特別区域会議合同会議」を開催いたします。

出席者につきましては、時間の制約もございますので、参考資料 1 を御参照いただければと思いますが、国側につきましては、今回より福岡新副大臣と牧島新大臣政務官が着任しております。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず初めに、石破国家戦略特区担当大臣より御発言をお願いいたします。

○石破大臣 恐縮です。5 時半という妙な時間をお願いをいたしました。御公務のお忙しい中、皆様においでいただきまして、まことにありがとうございます。

今、紹介をしていただきましたが、副大臣は福岡資麿参議院議員、政務官は牧島かれん衆議院議員がこの分野を担当させていただきます。この 2 人を見てみると、私も年をとったものだと思わずにはいられませんが、新進気鋭でありますので、どうぞ皆様方もよろし

くお引き回しを賜りたいと存じます。

これは合同で会議をやるところに意義がありまして、シナジー効果みたいなものも出てまいります。

この制度というものを最大限に活用して、日本の構造改革、GDP600兆というのも、こういう規制改革あるいは特区制度を使うことによって可能になるものであって、この取り組みが日本全体に啓発効果をもたらし、日本の経済構造を変えるものになっていかなければいけないものだと考えておるところでございます。

本日は、できれば、本日の区域計画案につきまして決定をし、速やかに総理大臣の認定と手続を進めたいと考えております。

今回は、外国人等の1週間程度の滞在ニーズに対応した旅館業法の特例あるいは外国人創業人材の受入れ促進など、全国初の取組を含めた、合計14の事業計画を追加することに相なっております。

繰り返しになりますが、日本の経済を変えていくためには、中央からというよりも、地方からのいろいろな御提案が大事でありまして、私どもとしてどうすればそれができるのかという視点に立って、これから先もともに作業させていただきたいと考えております。

限られた時間でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

以上であります。

○藤原次長 石破大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○藤原次長 それでは、議題1「認定申請を行う区域計画(案)について」を御審議いただきたいと思っております。

これより各特区ごとに計画案を説明させていただきますが、あわせて関係するそれぞれの自治体、民間事業者の皆様にご発言をいただければ幸いです。

まず、東京圏の計画案でございます。資料1-1を御覧いただければと思っております。

3つの事業がございます。

まず、2の(4)保険外併用療養に関する特例でございます。

先進6各国で承認を受けていながら日本ではまだ承認されていない医薬品、医療機器につきまして、今回は神奈川県横浜市立大学附属病院で、おおむね3か月程度で迅速に先進医療サービスが提供可能になるといった特例でございます。

続きまして、(9)の旅館業法の特例でございます。

旅館業法につきましては、通例、宿泊日数が1か月未満の場合、許可が必要になるわけですが、特区では自治体が条例で定める日数以上、具体的には最低7日以上ということですが、一定の要件を満たす件については、許可を不要にするというものでございます。

本件は2年前の特区法制定の際に措置いたしました、いわゆる初期の規制改革メニュー

でありながら、また、滞在施設の不足問題がこれだけクローズアップされておりながら、これまでどの特区においても活用できなかったメニューでございます。

後ほど、舛添知事、松原区長からも詳細な御説明があると思っておりますけれども、資料2にございます、9月29日の東京都都市再生分科会におきまして、大田区が全国で初めて本メニューの事業化を行う旨を公表したものでございます。

続きまして、(10)の外国創業人材の受入れに係る入管法の特例でございます。

本邦で創業しようとする外国人が上陸を認められますのは、これまでは、入国当初から事務所を持って2人以上の常勤職員を雇用すること、ないしは、これは法務省の内規でございますが、500万円以上の投資を行うことといった場合に限られておりました。

今回、特区におきましては、こういった要件をまずは法令化をして入国ルールの透明化を図った上で、さらにこうしたルールの適用を入国後6か月間猶予するといった要件の緩和をいたしました。

本件は9月1日に施行いたしました改正特区法の追加の改革メニューを初めて活用するものでございまして、本特例を活用し、東京での外国人の創業、雇用の創出等が期待されるところでございます。

以上でございますが、本件につきまして、まず、舛添東京都知事より御発言をお願いいたします。

○舛添知事 ありがとうございます。

それでは、皆様方、資料3の東京都提出資料を御覧いただきながらお願いいたしますと思います。

今回の区域会議では、旅館業法の特例、外国人の創業人材受入促進に関する入管法の特例の2つのプロジェクトを提案させていただきます。

まず、資料の1ページを御覧ください。

今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けまして、外国人向け宿泊施設の不足が見込まれる中、旅館業法の特例の活用の必要性が高まっております。

そうした中、先月末の都市再生分科会におきまして、大田区長が旅館業法の特例に関する条例の年内制定を目指す方針を発表されたことは、東京都といたしましても、まさに時宜を得たものと評価しているところでございます。今後、サービスアパートメントの有効活用に加え、既存のホテルと空きマンション、空き家とのパッケージ化等のさまざまなビジネスモデルが期待されるところであります。

東京都といたしましても、国、大田区と連携して、安全性・衛生面にも配慮した、全国的にリーディングケースとなる運用体制の整備に取り組み、大田区に続く意欲的な自治体増につなげていきたいと考えております。

続きまして、入管法です。資料の2ページを御覧ください。

我が国は、本格的な人口減少、少子化社会を迎えておりまして、東京都としましても、我が国全体の経済活性化を図るため、外国企業の誘致による海外からの資金、優れた人材、

技術等の経営資源の導入に力を入れております。

この観点から、東京都といたしましては、平成28年度末までに高付加価値拠点を設置する企業50社を目標にしまして、外国企業誘致に取り組んでおりまして、これまで38社から東京進出の意思決定を得ているところであります。

今後は、これらの取組に加えまして、新規メニューであります入管法の在留資格の基準緩和特例の活用にも取り組んでまいります。今後、在外大使館、JETRO等と連携した制度の周知を進め、幅広い分野の外国人創業人材の受入促進につなげてまいりたいと思っております。

以上です。

○藤原次長 舛添知事、ありがとうございました。

続きまして、大田区松原区長、よろしくお願ひいたします。

○松原区長 大田区長の松原でございます。

初めに、先日の9月29日の都市再生分科会におきまして、大田区の特区活用の取り組みを御説明させていただき、本日、こうして区域会議において旅館業法の特例について御提案をさせていただけることに、厚く感謝を申し上げたいと思っております。

羽田空港を擁します大田区では、年々訪日外国人が増加しており、区内のホテル、旅館等の客室稼働率も既に9割を超えている状況でございます。今後、オリンピックの開催を控え、さらなる外国人向けの宿泊施設の不足が見込まれております。

加えまして、最近では、民泊仲介サービスが急速な広がりを見せております。これらの中には、旅館業法に抵触するおそれのあるものもあり、近隣住民を含め、安全、安心面に不安の声が上がってきております。

こうした中、大田区といたしましては、羽田空港を擁する「国際都市おおた」として、安全性や衛生面に配慮した外国人滞在施設を提供する環境を整備するために、旅館業法の特例を活用させていただきたいと考えております。大田区がリーディングケースとなるよう、年内の条例化、平成28年1月からのスタートを目指してまいります。

条例案には、最低宿泊日数として、より多くの方々の宿泊ニーズにお応えするため、7日を規定したいと考えております。このほか、区民の安全、安心の確保と不安を解消するため、立入権限の規定、近隣住民への説明に関する規定も盛り込んでいきたいと考えております。

これらの内容につきましては、昨日から、いわゆるパブリックコメントを実施しております。区民の方々などから寄せられた御意見を踏まえ、条例案を固めてまいりたいと思っております。

事業実施地域につきましては、建築基準法で、ホテル、旅館の建築が可能な用途地域での実施を考えており、これにより都市環境や区民の住環境を守ってまいりたいと考えております。

大田区を、そして、東京を訪れる多くの外国人の方が快適に過ごされ、観光やビジネス

がしやすい環境整備を、この国家戦略特区の制度を活用して、まず、羽田空港の膝元である大田区が先駆けて実施してまいりたいと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

○藤原次長 松原区長、ありがとうございました。

続きまして、黒岩神奈川県知事、お願いいたします。

○黒岩知事 資料4を御覧いただきたいと思います。

本日は、2点、申し上げたいと思います。

1 ページ目を御覧ください。

保険外併用療養の特例の計画認定についてであります。

この国家戦略特区におきましては、保険外併用療養の特例については、臨床研究中核病院と、先進医療会議が承認します同水準の医療機関のみが活用可能であるとされております。

これまで神奈川県内にはそうした医療機関がなかったのでありますが、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

10月1日の先進医療会議で、県内で初めて横浜市立大学附属病院が同水準の医療機関として承認を受けました。そこで、保険外併用療養の特例を活用できるよう、この会議で区域計画の変更をお願いするものであります。

これによりまして、神奈川県の実証実験の加速化が期待されるところであります。

3 ページを御覧いただきたいと思います。

ロボット産業の創出に向けた新たな取組であります。

本年6月に閣議決定されました「日本再興戦略」改訂2015で、完全自動走行を見据えた公道実証実験のための環境整備を推進していくこととされました。

10月1日には、私も参加しまして、小泉前政務官も来ていただきまして、横浜スタジアムで完全自動走行に向けた国家戦略特区プロジェクト、ロボットタクシーの発表を行ったところであります。

既に神奈川県では超高齢社会を乗り越えるモデルをつくろうと、生活支援ロボットの商品化に向け、広く実証の場を提供しまして、ロボットの実用化と普及に取り組んでいるところであります。

その中で、自動運転走行車の実証実験、それも高速道路、さがみ縦貫道路を使った実証実験、私自身もその車に乗って実施したところであります。

こういったノウハウを生かしまして、第1弾として、来年初めに、ロボットタクシーによる有人の自動運転サービス実証実験を、藤沢市などの湘南エリアの市街地で行う予定であります。これは有人でありまして、人が手を放して運転をするということでありまして。これは特に特区は必要がありません。

しかし、我々が狙っているのは、その次であります。レベル4、今後は、この国家戦略特区を使いまして、県内でまさに無人の自動走行サービス実証実験に取り組んでいきたい

と考えております。

これを実現させるためには、条約、また道路交通法の改正が必要でありまして、ハードルは高いのでありますけれども、この特区を活用して、ロボットタクシーを神奈川から実用化して、全国に送り出していきたい。そのように考えております。

以上です。

○藤原次長 黒岩知事、ありがとうございました。

続きまして、瀬田クリニックグループ、阿曾沼代表、お願いいたします。

○阿曾沼代表 東京圏では、順天堂大学病院、東京医科歯科大学病院、がん研有明と3つの臨床研究中核同等病院が既に認定されておりましたが、神奈川県で待望の認定が先進医療会議で承認頂いたことで、大変喜んでおります。ぜひ区域会議での認定をよろしく願いしたいと思います。

神奈川県の中核大学である横浜市立大学病院がこういった挑戦をしてくださるということは、今後の神奈川県の医療の発展にとって、非常に重要なインパクトを与えると考えております。

私が運営しております瀬田クリニックグループも、横浜市立大学病院の消化器外科の領域で、消化器がんの術後のアジュバントで再発予防として免疫細胞治療を上乗せするという臨床研究を進めておりますが、当然これも将来的には保険外併用療養での実施を目指した臨床研究でございます。

ぜひ御承認のほどをお願いしたいと思います。

○藤原次長 ありがとうございました。

全ての特区の計画を御紹介した後に、まとまった意見交換のお時間をとらせていただきますが、有識者の方々、特段、何かございますでしょうか。

八田先生。

○八田議員 今、区域計画として出された案は、いずれもいわゆる岩盤規制を打ち破るものです。

特に、全国で初めて、旅館業法に関する改定による初期メニューの利用がやっとな行われるというのは、これがいかに政治的に難しい岩盤規制であったかを示しています。オリンピックに向けて、日本は外国人を受け入れる時代になったのに、旅館が不足しているわけですから、東京の空からの入り口がある羽田近辺でこのメニューを活用できたことは、特に意義深いと思います。

さらに、東京でできた外国人創業活動促進事業というものも、岩盤規制の打破です。

外国人の起業家が日本のビザを得るためには、500万円を用意すれば来られる。ところが、500万円を用意したことを示す預金通帳を示さないと行けない。しかし預金口座を開設するためには、住所がないと行けない。住所を持つためにはビザが要る。だから来ようがないという状況でした。

今度のスキームでは、最初の6か月は無条件で入れましょう。そして、6か月してその

500万を用意してできるかどうかを見て更新しましょうということですから、これは外国人の起業家を入れるためには画期的な制度だと思います。

○藤原次長 竹中先生。

○竹中議員 まず、首長さんたちの御尽力に心から敬意を表して、感謝を申し上げたいと思います。

舛添知事はお聞き及びかもしれませんけれども、森記念財団の都市戦略研究所で出している世界都市ランキングが今日の午後に発表されて、私たちが推計したのですけれども、東京は4位でした。

舛添知事からは、これを1位にするぞという大変力強いメッセージをいただいている、これは成長戦略のKPIにも入っているものがございます。

今年は3位のパリに肉薄していて、うまくすれば3位になれるかというあれもあったのですが、実はスコアそのものは着実に上がっているのです。東京のスコアというのは着実に上がっている。特にインバウンドの増加とかで、今まで弱かった交流は増えている。文化交流はよくなっている。

しかし、実は世界がもっと早く動いているという中で、結論としては、やはり特区ですらに頑張らなければいけないというのが今の状況であろうかと思います。

その意味で、インバウンドに関連して、この旅館業法の特例、初期メニューとして使われたものが今回は使われる。東京都と大田区の御尽力には、心から感謝をしたいと思います。

それとの関連で言うと、これは福岡市なども大変問題に直面していると聞いていますけれども、今後、我々のほうでブレインストーミング的に考えている、こんなことができないかなと思っているのは、例えば、入国管理とか、つまり、CIQ、入国管理などの民間委託とか地方委託というものができないだろうか。

そういうすぐ前に進んだものについても、ぜひ地域でお考えいただきたい。我々側としては、それをできるだけ頑張って諮問会議のほうで議論をして推していく。そんなよい流れをぜひ御一緒につくっていただければありがたいと思っております。

○藤原次長 ありがとうございます。

後ほど、まとまった時間にまた御議論いただければと思います。

続きまして、関西圏の計画案の審議に移らせていただきます。資料1-2を御覧いただければと思います。

関西圏につきましては、今回は兵庫県が活用するNPO法の特例を挙げております。NPO法人の設立認証に関しましては、通常、所轄庁は申請書類を2か月間縦覧しなければならないということですが、特区におきましては、この縦覧期間を2週間と大幅に短縮するものがございます。

阪神・淡路大震災から20年ということですが、こういった震災の経験も生かしながら、今回は兵庫県と神戸市が所轄庁としまして、本メニューを活用して、社会起業等を促進す

るということでございます。

本事業につきまして、藤原兵庫県理事より御発言をお願いいたします。

○藤原理事 それでは、資料5の兵庫県提出資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、1ページです。

ただいま御説明がございました、特定非営利活動法人設立促進事業です。

本県では、ボランティア元年と呼ばれた阪神・淡路大震災を契機に、この20年間、NPO活動が非常に活発でございます。これまで県内で2,000団体を超えるNPO法人が設立されまして、震災復興に向けた元気づくりや高齢者の支援、東日本大震災被災地への支援などを始め、幅広い分野で活動を展開されております。

今後、NPO法人の設立認証手続きに係る申請書類の縦覧期間を短縮することによりまして、地域創生の実現など、地域課題の解決に取り組むNPO法人の設立をさらに促進してまいりたいと考えております。

2ページ以降につきましては、今後、追加希望の規制改革事項として、2件を挙げております。

2ページの粒子線医療研修を受ける医療チーム構成員の在留期間の緩和につきましては、内閣府に御尽力をいただきまして、現在、関係省令案のパブリックコメントが実施されているとお聞きしております。

次回の区域会議での事業追加に向けまして、本県といたしましても、準備、調整してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、3ページの先進医療検体検査の外部委託容認につきましては、新しい医療技術の実用化までのスピードアップや国際競争力の強化につながるものでありまして、関西圏の優先協議事項として昨年からの懸案でございますので、特例措置の創設につきまして、御検討をよろしくお願いいたします。

兵庫県からは、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、資料1-3の福岡市の計画案でございます。

まず、2(1)国家戦略道路占用事業でございます。

一般財団法人福岡コンベンションセンター、西日本鉄道株式会社、福岡地所株式会社、中洲町連合会、上川端商店街振興組合、川端中央商店街振興組合の6事業者ですが、福岡市の中心部等におきまして、道路を活用した各種イベントを行うものでございます。

次に、(3)は、先ほど東京圏でも御説明いたしました、創業人材の受入れでございます。

これも改正法の追加メニューを初めて活用していただくものですが、このメニューの活用によりまして、創業促進を特徴といたします福岡市の特区が、外国人を含めた起業、創業を一層促進していくという趣旨でございます。

(4) ですが、兵庫県と同様のNPO法の特例でございます。

福岡市が所轄庁としまして本事業を実施することによりまして、特にひとり暮らしや認知症等の高齢者対策などの担い手になっております多くのNPO法人の設立が期待されるところでございます。

本件につきまして、資料2にもございますが、7月末に開催いたしました分科会の動きなどもあわせまして、高島福岡市長より御発言をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○高島市長 では、資料6を御覧ください。

1 ページ目、この区域会議の中にも、ベンチャーの直接の声を入れたほうがいいのではないかとということで、スタートアップ分科会をこの区域会議のもとに設置をいたしまして、実際にこの分科会を開催いたしまして、3人の創業者の皆さんから御意見、提案をいただきました。

また、小泉元政務官からも、特にこの福岡の特徴であるスタートアップカフェをやはり別格に機能強化をすべきだといった御意見もいただきました。

そういったことも中心に、今日はお話をさせていただきます。

2 ページ目を御覧ください。

スタートアップカフェの強化策その1、まずは「スタートアップビザ」でございます。

福岡市の提案が実現いたしまして、法改正までしていただいて、本当にありがとうございました。

やはり先ほどからお話がありますとおり、創業のために入国するには非常に厳しい要件確認があるわけですが、福岡市はただこれを活用するだけではなくて、福岡市の施策をこれに組み合わせる中で、確実に創業につなげていきたいと考えております。

まず、資料の下半分の部分ですが、申請を出す前の時点から、スタートアップカフェでしっかりとビジネスプランの作成の支援をいたします。そして、創業活動を確認し、認定されて6か月間の猶予が与えられますと、その期間もフリーではなく、スタートアップカフェでしっかりとビジネスをブラッシュアップし、それから、もちろんここは全て多言語で対応可能ですから、さまざまな必要な機関とつなげていきながら、6か月经った後の在留期間の更新のときには、しっかりと更新できるような形で支援をしていきたいと思っておりますので、確実なロールモデルができて上がる。

実際に、既に海外の方は待っていますので、プレーヤーもおります。

3 ページです。

NPO法人によるソーシャルビジネスの迅速化とともに、スタートアップカフェの隣に、福岡市のNPOボランティア交流センターを移転することにより、これらが相互に連携をすることによって、ソーシャルビジネスの促進、また、創業と雇用を創出していきたいと思っております。

4 ページ目、これも去年認定いただきましたエリアマネジメントで、先日もそうでした

が、非常に福岡は盛り上がっております。

これを見て、他の事業者からもぜひ自分もやりたいと手が挙がっております。今回も6事業者を追加させていただくのですが、その一つの西鉄から、今日は高崎専務にお越しいただいておりますので、専務からお願いします。

○高崎専務執行役員 高崎でございます。よろしくお願いいたします。

4ページ目でございますけれども、道路を活用したイベント事業について御提案をさせていただきますと思っております。

対象エリアについて、「天神明治通り」と右下に書いておりますけれども、私が会長をしております地権者団体が中心となって、官民共同のまちづくり、再開発を進めているところでございます。

本事業におきましては、道路空間を活用してベンチ等の設置をすることで、にぎわいを創出し、通りの魅力向上及び良好なビジネス環境の創出を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次のページを御覧いただきますと、「天神COLOR」と称して、スタートアップの支援にも取り組んでおりまして、本年6月より弊社のビル内に起業家を対象としたコワーキングスペースを開設して応援しているところでございます。

次のページを御覧ください。

国際都市「福岡」の魅力向上の取組といたしまして、沖縄以外では初めてとなります、空港型市中免税店を福岡市天神に開設する予定でございます。インバウンド需要を捉えまして、地域経済の発展に貢献したいと考えております。

私からは、以上でございます。

○高島市長 以上でございます。

○藤原次長 高島市長、高崎専務、ありがとうございました。

続きまして、養父市の計画案でございます。資料1-4を御覧いただければと思います。

養父市につきましても、今回はNPO法の特例のメニューを挙げてございます。関西圏、福岡市に続きまして養父市においても本メニューを活用して、一層のソーシャルビジネスの振興を図ろうとするものでございます。

簡単でございますが、本事業につきまして、広瀬養父市長より御発言をお願いいたします。

○広瀬市長 資料1-4でございます。

過疎化、高齢化が非常に厳しく進んでおります。地域全体で安心、安全に住むことができる社会づくりが必要であります。そのためには、市民との協働、そして、全体で支え合える社会づくりが必要であります。

その担い手の中心としてNPO法人が位置づけられておりますが、そのNPO法人の設立の需要が非常に多くあります。NPOの設立を促進する必要があるということでございます。あわせて、このことにより新たな産業と雇用の創出が進み、地方創生にも寄与する

ということでもあります。兵庫県も行われますが、養父市も特区の特例を活用したいということでございます。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。

最後に、資料1－5の仙北市の計画案でございます。

仙北市につきましては、今回は高年齢退職者就業促進事業を挙げております。

本件は、前回の養父市に続きまして、全国で2件目の適用となります。秋田県シルバー人材センター連合会が、これまで禁止されてきました週40時間までの労働を前提に、高齢者の労働者派遣事業を行うというものでございます。

仙北市におけます元気な高齢者が、季節限定の収穫作業などに従事する機会に、このメニューを活用するというところでございます。

本件につきまして、門脇仙北市長より御発言をお願いいたします。

○門脇市長 秋田県仙北市長の門脇光浩と申します。よろしくお申し上げます。

資料1－5、また、資料8をお開きいただきたいと思います。

シルバー人材センターに係る特例を活用して、1次産業の労働力を確保するものであります。

仙北市の1次産業の就業状況を申しますと、15～49歳の若年層が16%であります。残りの84%は50歳以上の方々という状況にあります。さらに今後は高齢による離職が増えて、1次産業の衰退が懸念される現状にあります。

しかし、高齢化が進む過疎地ではありますけれども、その年代の皆さんは、労働意欲が非常に高い方々ばかりでありまして、経済活動を支える重要な財産と捉えることもできるかと考えております。

派遣業務は、1次産業の中でも収穫作業であったり、除草作業であったり、農産物加工作業といった、農業分野を中心に考えております。これまでは週20時間までの派遣労働ではありましたが、これを倍増することは、働き手にとっても、また、依頼側にとっても大変なメリットがあると考えられます。

先月認定をいただいた2事業に派遣されることも想定ができますし、産業振興や所得向上などで地方創生を促進する環境が改善されることを大変期待しております。

私が市長公約で掲げた政策の中で、市独自政策として農作業ヘルパー制度の立ち上げがありましたけれども、これを実現することにもなります。

どうかよろしくお申し上げたいと思います。

以上であります。

○藤原次長 門脇市長、ありがとうございます。

これまで5つの区域計画案につきまして、御意見をいただきました。

これらにつきまして、本日の区域会議で決定させていただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○藤原次長 ありがとうございます。

それでは、速やかに所要の事務に入らせていただきたいと思います。

2つ目の議題でございますが、続きまして、追加の規制改革事項の御提案や、各特区におけます医療や農業など、いわゆる岩盤規制分野のさまざまな動きにつきまして、御発言、御報告をいただきたいと思います。

今度は逆回りということで、まず、門脇仙北市長よりお願いできればと思います。

○門脇市長 ありがとうございます。

それでは、先ほど御説明をさせていただいた資料8の次のページを御覧いただきたいと思います。

今後、検討いただきたい規制改革事項ですけれども、新たな交通システム構築手段の改善提案ということであります。

仙北市は、年間600万人の観光客をお迎えしている、小さな2万8,000人のまちでありますけれども、日本一深い田沢湖であったり、乳頭温泉、玉川温泉など、人気の温泉郷をいただいております。また、武家屋敷、桜の名所ということで、角館という町も仙北市の中にあります。外国人のお客様は、大変増えております。

ところで、現在、有償旅客運送を行う場合は、国土交通省大臣の許可が必要で、そのうち、自家用車を有償運送に提供するには、自家用車有償旅客運送・公共交通空白地有償運送という制度のみで可能となっております。

市では、現在、デマンド型乗り合いタクシーや、民間バス会社への運営費補助、第3セクターの運営による鉄道の赤字補填、NPO法人の有償サービスなどで公共交通の確保に取り組んでおります。

しかし、少子高齢化の波はこれに追いつくことができません。地域には、まだ空白区域が存在し、さらに公共交通が便利にならなければ、地域の存亡が危惧される現状にあります。まさに市民目線で公共交通を実現したいという気持ちでいっぱいであります。

また、仙北市は広大な地勢の中に、先ほどお話しさせていただいた優秀な観光地が点在していて、外国人の旅行客を含む内外の旅行客の皆様方から、二次アクセスの充実を求められている現状にあります。

タクシー等をもっと利用いただきたいと思います。世界基準からかけ離れた感のある運賃を少しでも安くできないか。例えば、整備点検の簡素化など、規制緩和で経常経費を圧縮し、結果として、運賃を安くしたり、また、交通市場のさらなる開放を進めるとか、やれることはまだあると思っております。

このような実態から、利用者の利便性を向上させるため、新たな公共交通システムを導入する場合、事業主体や運賃、事業実施区域、事業対象者などがより一層柔軟に決定できるように、従来の運営協議会や地域交通会議などにかえて、区域会議で議論を行い、ルー

ル整備をお願いできないかと考えております。ぜひとも御検討をお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、広瀬養父市長、お願いいたします。

○広瀬市長 私のほうも、2点ございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。

まず、2ページ目でございますが、自家用車のライドシェア、これは先ほど門脇仙北市長がおっしゃった状況が養父市でもあるということであります。

日常の買い物や通院等に悩みを抱える地域住民に対し、従来の公共交通機関に加え、自家用車という新たな選択肢を設けることで、地域交通の利便性や効率性の向上が図られるものでございます。

区域会議を導入することで、利用者目線の運送ルール等を決定し、自家用ライドシェアの拡大を図るということで、これを何とかお願いしたいということでございます。

資料の1ページ目を御覧いただきたいと思います。

これを、今日はやはり力を入れて御説明申し上げたいと思います。農業生産法人の出資・事業要件の緩和についてということであります。

9月3日の区域会議でもお願いいたしました。養父市のほうでは、企業が農地を持つことにより、農地が、耕作放棄地であるとか、産廃置き場にならないように、そういう懸念を払拭するために、市独自で農地の適正管理にかかわる条例をこの9月議会に提出し、成立いたしました。9月30日、議会のほうにも理解していただき、議決をいただいたところでございます。

これは、もし企業が農地を放棄する、耕作ができなくなった場合、これを市のほうが責任を持って管理するというものであります。

企業が農地を取得したときに、10アール当たり15万円の積立金を徴収し、それを基金として積み立て、企業が営農活動をかっちり行えば、5年目以降、それを5分の1ずつ返還します。

もし企業が農地の維持ができなくなった場合、その基金を使って、放置期間の管理を行い、新たな農業者を斡旋する。そういうことを市が行うという内容の条例でございます。

養父市の人口構成を、今、見てみました。65歳から69歳の男性の方のみですが、約1,000人がおられます。また、70歳から74歳が約800人、75歳から80歳が約500人、計2,300人です。

この方々に、今、農業を担っていただいております。中心であります。養父市の農家の率は約3割が農家でございますので、2,300人、大体この方々は戸主でございますが、その3割、約700戸が農家であることになります。

700戸の方が、向こう5年間くらいのうちに農業ができなくなってくるということになっ

てこようかと思いますが、例えば、多く見てそのうちに2分の1の後継者があるとして、2分の1が後継者なしとしますと、350戸が後継者がいない農家ということになります。

350戸で5年分ですから、1年で70戸が耕作放棄をしていく。

そうしますと養父市の平均耕作面積は約0.3ヘクタールですから、毎年21ヘクタールの新たな耕作放棄地が出てくることになります。今、特区で、我々は農業生産法人の特例ということで、企業が農業参入してくれている。今、11事業者がこの特区の特例を活用して、農業生産法人をつくる、耕作放棄地を農地に再生するということをやっておりますが、向こう5年間で約70から80ヘクタールの計画です。

すなわち、1年にしますと、14ヘクタールから16ヘクタールであります。毎年21ヘクタールが耕作放棄地となる。それを今これだけ国家戦略特区で頑張っておっても、14から16ヘクタールしか再生できないということは、ますます耕作放棄地が増えていくということでございます。

そのためにも、多様な担い手ということで、企業の農業参入をスピード感を持って進めていく必要があります。そのためには、やはり出資要件の緩和は必要であろうかと考えているところであります。

今のままでは、現況に追いついていかない状況にあるということでもあります。私は、規制緩和が緩やかに進むこのことに、非常に私自身胸が張り裂けるような思いであります。所管省庁の早急な理解を求めるものであります。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。

続きまして、高島福岡市長、お願いいたします。

○高島市長 では、先ほどの資料の7ページを御覧ください。

スタートアップカフェの機能強化の話をしました。ここでは、法人設立のファストレーンの創設を提案いたします。

左にあるように、これまでは、創業して、公証役場、法務局に行って登記が完了、1週間待たないと次の手続に進めないという状況があったのですが、これからの提案は右です。

スタートアップカフェで定款の認証をした後、その場でいわゆる仮登記のような状況の中でオンライン申請によって即日で手続が全て完了してしまうというもの、福岡型のワンストップセンターを提案させていただきます。

8ページを御覧ください。スタートアップ企業と言え、何といたってもいかに優秀な人材を確保するかが命でございますけれども、そうした中で、スタートアップ企業と官民人材のマッチングを行いたいと思います。

国家公務員の退職手当の特例も活用しつつ、それだけではなくて、経済団体と連携をして、公務員だけではなくて民間の人材移動の柔軟化も図ることとしておりまして、私たちスタートアップ都市推進協議会と経団連で、先日、協定も結ばせていただきましたので、今、この件に関して、経団連とも意見交換をさせていただいているところでございます。

9 ページです。これも去年からの継続でございますけれども、これまで、総理の国家戦略特区というものを外にPRしに行くときに、海外のスタンダードでいくと、経済特区と言えば、絶対に、法人減税はどれくらい割り引くのか、この話になるのです。やはりリスクをとってチャレンジをして頑張っていたいただいている企業のため、日本を「起業・創業大国」とするためにも、今年こそぜひ実現をしたいと考えております。

それから、資料にはないのですけれども、1つ御礼ということで、電波法の規制緩和について福岡市から提案しておりましたが、6月に発表されました日本再興戦略に盛り込んでいただきましたことを心から感謝いたします。実際、事業者からも開発がしやすくなるという期待や歓迎の声をいただいております。

特定実験試験局制度というものを活用するのですが、プラス、その中でもさらに0.01以下という、ブルートゥースとか、Wi-Fiレベルの超微弱電波に関しては、他の電波利用者への影響も非常に小さいものがございますし、これから絶対にこのIoTの分野は日本が勝たなければいけない分野ですので、その開発を促進するためにも、特定実験試験局制度の中でも、さらに超微弱な電波に関しては、届け出という簡易な手続を望む声も大変多くございますので、ぜひ引き続き御検討いただければと思います。

以上です。

○藤原次長 ありがとうございます。

最後に、小泉成田市長より御発言いただきますが、参考資料3にございますように、成田市の医学部新設の件につきましては、内閣府、文科省の共同告示案を9月29日から1か月の予定でパブリックコメントに付してございますので、御紹介させていただきます。

それでは、小泉市長、よろしく申し上げます。

○小泉市長 私からは、9月3日に行われました東京圏の第5回区域会議以降の、医学部新設に係る当市の取組状況について御報告させていただきたいと思っております。

資料はございません。

まず、先ほど御説明いただきましたとおり、国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針において、今秋を目途に措置することとされておりました内閣府と文部科学省告示案につきましては、9月29日よりパブリックコメントを開始していただき、関係者の皆様には心より感謝を申し上げます。

告示制定後には事業者の選定が行われる予定ですが、本市といたしましては、成田市における医学部新設が、事実上、認められたものと認識しておりますので、可能な範囲で準備を進めているところであります。

まず、医学部のキャンパス用地につきましては、市議会において予算及び用地取得の議案が可決され、既に売買契約も締結しており、急ピッチで関係手続を進めているところであります。また、医学部の附属病院用地につきましても、一部の土地を新たに購入する必要がありますことから、そのための準備も並行して進めております。このように、本市では方針にあります、最短スケジュールである平成29年4月の医学部開学を目指し、開学に

向けた準備を着々と進めてきております。

方針で示されておりますスケジュールは非常にタイトなものでありますが、今後も国や千葉県などの関係機関に御協力いただきながら、平成29年4月の開学を現実のものとするべく、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後も引き続きよろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

最後に、有識者の方々から御意見はございますでしょうか。

原委員、お願いします。

○原委員 大変ありがとうございました。

時間もありませんので、2、3点にしたいと思いますが、まず、広瀬市長からお話がありました農業生産法人の話は、私たちの特区の諮問会議やワーキンググループでもさんざん議論してきたテーマでございます。

常にそこで出てきた議論というのは、この農業生産法人の出資要件の緩和をすると、企業が耕作放棄をするとか、産廃にしてしまうという議論が必ずございました。ここの部分については、養父市では手を打っていただいたということだと思いますので、これは理由がなくなったということで、ぜひ進める第一歩にしていきたいと思っております。

それから、有償旅客運送の話についても、これは門脇市長、広瀬市長からお話がありました。

ここも既にこの特区のワーキンググループで議論を始めておりますが、この交通空白地での輸送については、住民を車でのライドシェアをすることについて、大きくは2つの要件があって、要するに、NPOや市町村しかやってはいけませんということと、2つ目に、ビジネスでやっているタクシー会社さんやハイヤー会社さんと調整をしてからやってくださいという要件になっていますというのが現行の制度でございます。

特に後者のほう、利益相反のある人の了解をとらないことには事業がスタートできないというのは、これはおかしいのではないかとということで、今、議論をしているところでございますので、これはまた御報告できればと思っております。

それから、最初に東京圏のところで議論がございました旅館業法について、少しだけお話ししたいと思っておりますが、先ほど松原区長からもお話がございましたように、既にインターネットで民泊紹介サービスというものが実態上はなされている。要するに、多くの事業者が特区のもとでの条例制定を待っていらっしゃるという状態の中で、一方で、グレーな状態で実質的に先行しているところが生じている。これは大変問題のある状態だと思っております。

やはり合法的にビジネスができる環境をきちんとつくるということ、ほかの区域の皆様にも、大田区の様子を見てゆっくりやるということではなくて、ぜひ早急に御検討いただけたらと思っております。

もう一点だけ、この旅館業法の関係では、この特例のつくり方として、もう一つ、別のアプローチで、今、農業体験型の民宿についての特例がございますけれども、これを広げていくというアプローチでの議論もあります。

これは特区とは別に規制改革会議で議論がなされていますけれども、ここは特区と規制改革会議でばらばらになってしまうということのないように、私たち、会議の側でもきちんと連携をして進めていくということをしていたいと思っております。

以上でございます。

○藤原次長 よろしいでしょうか。

ただいまの様々な御提案、御意見につきましては、次回の区域会議につなげてまいりたいと思います。

最後に、石破大臣より一言お願いいたします。

○石破大臣 御多用のところ、ありがとうございました。

計画案につきましては、速やかに特区諮問会議の審議を経まして総理大臣の認定手続きを行いたいと思っております。

私は思うのですけれども、国家戦略特区というのはこういうものなのでしょうけれども、これだけの大がかりな会議を毎回やらないといけないかという感じがしないわけでもありませんので、これが軌道に乗ったらば、簡易なという言葉は誤解を招くので余り使ってはいけないのですが、もう少し迅速な手続でやらないといかぬかなという問題意識を持っております。

もう一つは、自治体によってかなりばらつきが出てきておって、前の政務4役のときも、この国家戦略特区とは何でしょうかとか、地方創生特区とは何でしょうかという説明会を随分やったのですが、どうもぴんとこない自治体が結構ありまして、ここをどうやってもう少し周知徹底を図っていくか。

あなたも特区制度を使ってみませんかみたいなパンフレットをつくって、要は、読んでいる人になるほどと思ってもらえるように、わかるところはわかるが、わからないところはわからないというのは、余りうまくないので、前国会でもこの特区の制度をもう少し交通整理できないかという御指摘もいただいておりますが、これをどのような形でもっとユーザーフレンドリーなものにしていくかということだと思っております。

農地のお話もそうで、私は農林水産大臣のときからこのことはずっと考えているのですが、どうもアンシャンレージュムというか、そういうお話をする人が多くて、資本家というのは悪の権化で、農地を手に入れて、使い物にならなかつたらごみ置き場にするのだみたいな話を大真面目で語られておって、そんなことがあるわけではないだろうと私は思うのですが、そんな話をしているうちにどんどん耕作放棄地は増えて、おっかないのは、これは強いから残るだろうと思われていた2種兼業農家が減り始めたというのは相当恐ろしい状況だと思っておりますし、養父市長からお話があったように、農業を担う人は不老不死ではありませんので、これは時間との闘いなのだと考えておるところでございます。

また、自動走行などというのも、東京とか、横浜は手を挙げればタクシーが止まるのですけれども、なかなか仙北で手を挙げてタクシーは止まらないし、養父にもタクシーが何台あるか私は存じませんが、私の選挙区でも、駅に着いたら、そこから先はどうしたらいいのでしょうかかみたいな世界が展開しておって、自動走行とか、ウーバーとか、あの手のものは、むしろ過疎地域、高齢化地域にこそ生きるものなのであって、そういう横文字のものは、東京とか、横浜とか、そういうところの専売特許ではないかみたいな話ですが、いや、そうではないのだというお話は、ぜひとも地域のほうからしていただきたいものだと思っております。

今日は大田区長も成田市長もおいでですが、私はC I Q議連の会長というものもやっているのですけれども、インバウンドを増やすの何のと言ったって、C I Qの体制を整えなままインバウンドが増えるわけではないのであって、ここをどうするのかというお話は、国交省、観光庁にもよくお願いをしておるところであります。竹中先生がおっしゃるように、これを民間がやったらどうなるのか、そのときのスキルがどうだこうだという話があるので、OBが使えないのかとか、そこにおける品質保証というものが大丈夫ですということ誰が一体担保するのかというお話は、やはり成田でありあるいは大田であり、そういうところがこれから空港を生かしてどう発展するかということにおいて、極めて重要なことなのだろうと思っております。

何にしても、これは議論をすることに意味があるのではなくて、結論を出すことに意味がございますので、私ども政府としても、皆様方の御意見をよく聞きながら、とにかくやれるものはきちんとやる。また、政府と一緒にやるからにはきちんと責任を持つという体制で、これからも進めてまいりたいと思っております。

大変お時間とっていただきまして、ありがとうございました。政府としても、これから本当に力を注いでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○藤原次長 石破大臣、ありがとうございました。

ただいまのわかりやすいパンフレットづくりという大臣からの指示につきましては、早急に事務的に作業をさせていただければと思います。

時間が押してしまい、大変申し訳ございませんでした。

これをもちまして、合同会議を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。